

被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

地震保険の保険金請求

損害の程度に応じて保険金が支払われます。

損害の程度	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	建物の主要構造部の損害額が建物の時価の50%以上	家財の時価の80%以上	契約金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	建物の主要構造部の損害額が建物の時価の40%~50%未満	家財の時価の60%~80%未満	契約金額の60% (時価の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%~70%未満		
小半損	建物の主要構造部の損害額が建物の時価の20%~40%未満	家財の時価の30%~60%未満	契約金額の30% (時価の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%~50%未満		
一部損	建物の主要構造部の損害額が建物の時価の3%~20%未満	家財の時価の10%~30%未満	契約金額の5% (時価の5%が限度)
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が床上浸水又は地盤面から45cmを超える浸水		

火災等で保険証券が手元になくても、本人確認ができれば保険金の請求手続きができる場合があります。

詳細は、ご契約の損害保険会社・代理店にお問合せください。

保険の契約内容がわからない

家屋の焼失等により保険契約に関するてがかりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合は、契約の有無を照会することができます。

生命保険契約の照会は

●生命保険相談所(災害時受付専用連絡先)
通話料無料 **0120-001-731**
9時~17時(土日祝日除く)



損害保険契約の照会は

●自然災害等損保契約照会センター
通話料無料 **0120-501-331**
9時15分~17時(土日祝日除く)



学校での学びを継続したい

奨学金(給付・貸与)の申請 / 貸与型奨学金の返還猶予等

日本学生支援機構では、被災した大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生等を対象とした奨学金やJASSO災害支援金の受付を行っています。在学している学校にご相談ください。貸与型奨学金の返還猶予等の申請も受け付けています。

国の教育ローン

罹災証明書等の交付を受けた方に対し、

- ① 子ども2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(790)万円以内に引上げ。
- ② 貸付利率の0.4%引下げ。

詳細は、日本政策金融公庫ホームページをご確認ください。

ローンの返済ができない

自然災害債務整理ガイドラインの利用

住宅ローンなどの返済ができなくなった方が生活や事業の再建のために、「破産」等によらず免除・減額が可能です。ローン借入先の金融機関に「自然災害債務整理ガイドライン」を利用をしたい旨申し出てください。弁護士等による手続支援が無料です。詳しくは、借入先の金融機関等にご相談ください。



インターネット上の偽・誤情報に注意!

真偽の不確かな情報は、すぐに拡散せず、公的機関の情報や報道等をご確認ください。他の情報と比べることも有効です。惑わされないための注意点はこちら▶



震災に便乗した消費者トラブル等に注意!

国民生活センターでは、石川県、新潟県、富山県、福井県の方を対象に「能登半島地震関連 消費者ホットライン」を開設し、消費生活に関する相談を受け付けています。

●電話受付：10時~16時(土日祝日含む)
通話料無料 **0120-797-188**



この内容は政府広報オンラインにも掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますよう、お願いいたします。

政府広報オンラインでは、この内容を音声でもお聴きいただけます。